

第2回独立行政法人評価委員会 日本高速道路保有・債務返済機構分科会

平成17年9月16日（金）

【渡辺日本道路公団本州四国連絡橋公団監理室長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回国土交通省独立行政法人評価委員会 日本高速道路保有・債務返済機構分科会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、ご多忙中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日、事務局を務めさせていただきます日本道路公団本州四国連絡橋公団監理室の渡辺と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます前に、前回ご欠席された委員の方々をご紹介させていただきますと思います。

まず、分科会長代理を務めていただいております一橋大学学長兼大学院商学研究科教授の杉山委員でございます。

筑波大学大学院システム情報工学研究科教授の石田委員でございます。

一橋大学大学院商学研究科長兼商学部長の山内委員でございます。

本日は、当分科会の委員8名全員のご出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令に規定する定足数である過半数の出席要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。

また、本日は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の理事長予定者である勢山様にご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

それでは、議事を進めさせていただきます。杉山分科会長、よろしく願い申し上げます。

【杉山分科会長】 分科会長を仰せつかっております杉山でございます。本日は、委員の皆様方におかれましては、ご多忙の折お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。特に、全員ご参加いただきまして、大変有意義な分科会になろうかと存じます。

また、本日も多数の傍聴の方にお越しいただいておりますが、前回同様、分科会及び資料につきましては公開とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず最初に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【渡辺日本道路公団本州四国連絡橋公団監理室長】 それでは、資料の確認をさせてい

たきます。お手元の資料をごらんください。

一番上に、議事次第。次に、座席表、委員名簿、配付一覧と続きまして、資料1でござ
いますが、中期目標（案）・中期計画（案）に関する資料でございます。

資料2は、議事（2）の業務方法書（案）に関する資料でございます。

資料3は、議事（3）役員に対する報酬等の支給基準に関する資料でございます。

資料4は、議事（4）長期借入金及び債券の発行計画に関する資料でございます。

資料5は、議事（5）償還計画（案）に関する資料をおつけしております。

これらはいずれも、本分科会の審議結果をもとに、国土交通大臣へ意見具申することと
されているものです。

以上です。

【杉山分科会長】 それでは、早速、本日の議題に入らせていただきたく存じます。

まず、議事（1）でございますが、中期目標（案）・中期計画（案）につきまして、事務
局からご説明いただきたいと思います。

前回、各委員からいろいろご意見をちょうだいいたしまして、それをもとに修正したも
のをお諮りするものでございます。よろしく願いいたします。

【澤田道路事業分析評価室長】 それでは、道路事業分析評価室の澤田でございますが、
私からご説明させていただきます。お手元でございます資料1-1と打っているA4横長、
横方向でございますが、この資料に基づきましてご説明させていただきます。

今、分科会長からお話しいただきましたが、前回の分科会で素案をお諮りさせていただ
いた後、その日いただきました委員の先生方のご意見、それから、関係機関との調整をい
ろいろ踏まえまして修正を行ったものでございます。

黒で書いてあるところが素案の段階にお示したものでございまして、赤で色をつけて
ある部分、アンダーラインを引いてあるものが新しく加えたもの。それから、見え消し
のような形で取消線が入っているものが、素案から今回落とすという修正の内容でござい
ます。若干文章をわかりやすくするような意味で、てにをはも含めまして表現を適切にした
ものもございますので、ポイントをかいつまんでご説明させていただきたいと思います。

まず1ページ目でございます。前文のところでございますが、第1パラグラフのところ
につきましては、前回、高速道路は国民共有の財産であって、利用者や地域の立場が十分
考慮された活用がなされることが重要で、そういった趣旨がもう少しわかるような表現に
改めるべきというご意見をいただいたことを踏まえまして、今ごらんいただいているよう

なところを修正させていただいております。

第2パラグラフは、表現の適正化ということでございまして、1ページ目の下から5行目、「鋼橋工事における談合問題をはじめ」というような昨今の問題をとらまえまして、新たにここに加えたものでございます。

それから、2ページ目に参りまして、一番下の「2 業務リスクの管理」のところでございます。この後、何回か同様の趣旨で修文の内容が出てまいります。先回の分科会で、会社が行う維持修繕が確実に行われていることについて、機構としてきちんと確認しているというようなこと、あるいは、コスト削減が全体を貫いている中で、やはり管理水準の確保といったこととのバランスが重要である、こういったことがわかるような表現にということで、ここに2行つけ加えさせていただいているという修文の内容でございます。

続きまして、3ページ目に参りまして、右側の中期計画はちょっと位置がずれておりますが、今と同様のことを受けた表現でございます。

3ページ目の下のほうにございます「3 業務コストの削減」というところで、左側、目標のところでございます。前回の表現は、平成17年度の当該経費相当額、これがちょうど半年間になりますので、それに2を乗じた云々ということで、多少解説もさせていただいたわけですが、やはりわかりにくいということでございましたので、ここを「標準的な年間当たり経費に換算して」という平易な表現に改めました。

それに加えまして、いろいろ調整した結果、スタートに比べて、中期計画の間に4%を上回る削減を達成することを目標としてうたうということに改めてございます。

続きまして、4ページ目、4の「積極的な情報公開」のところでございます。ここにつきましては、先回の分科会でたくさんのご意見をちょうだいいたしました。特に、情報公開のスタンスとして、広く国民の皆さんにお示しできるような内容であるというのが1点と、一方で、やはりきちっとした分析をする、いわゆる研究的な、そういったものにも耐えられるような情報の内容が必要である。そのところは両方きちっと対応していきたいということで、その前文のところに書かせていただいているわけでございます。

右側の中期計画、たくさん並んでおります。前回は①から④までということで、4項目でございましたが、もう少し情報公開の内容について具体的に記述をする必要があるのではないかと、こういうご意見がございましたので、その①の「財務内容の公開」については、セグメント情報について可能な限り詳細に示しますというようなこと。あるいは②の「資産の保有及び貸付状況の公開」につきましては、道路資産の内容を記載した台帳に記

載する情報について、国民に提供できる環境を整備するであるとか、③の「債務の返済状況の公開」のところでは、債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。

それから、④の「債務返済の見通しの根拠の公開」につきましては、協定に基づいて策定される最新の知見による債務返済の見通しに関する根拠、これは金利であるとか交通量であるとか、そういったもろもろの前提条件になりますが、こういったものについても公表する。

さらに、⑤「費用の縮減状況等の公開」では、コスト縮減の情報について、債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容、こういったものを公表していこうというようなことで、内容を少し詳細に記したものでございます。

次に5ページ目に参りまして、右側の中期計画でございますが、前回、ホームページのアクセスにつきましては月単位で比較してございましたが、やはり年単位で押さえるほうが現実的であろうということで、中期計画期間の最初と最後の年度を比べたときに、アクセスの件数、10%以上増加させるという目標を今回掲げさせていただいております。

続きまして6ページ目でございます。これは、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」という大きな項目。これは基本的には機構法の第12条に列挙されております機構の業務に沿って整理をしているものでございますが、まず冒頭のところに、会社と機構との関係で今後極めて重要になってまいります協定に関して触れてございます。「機構は、協定に基づき、会社と連携協力しつつ」云々と、このところを書かせていただきました。

それから、同じ6ページの真ん中の1のところですが、「高速道路に係る道路資産の保有、貸付け」については、中期計画のところでは少し言葉を補って、わかりやすい表現に改めたというものでございます。

続きまして、その下の2でございますが、これにつきましては、右側の中期計画のところ、前ははまだ数字が出てございませんでしたが、今回、いろいろシミュレーション等をいたしまして、中期計画期間の期初時点における有利子負債37.4兆円を、この計画期間の終わりには35.6兆円に減少させるということを書かせていただいております。

ただし、これは今回の民営化のスキームがそのようになっているわけでございますが、実際には10月1日以降の民営化がスタートした後の、いわゆる本協定を結びませんと精緻な数字が出てまいりませんので、現段階で考え得る精度での数字を挙げさせていただ

ておりまして、協定の締結時には、ここの部分は精査をするということを含弧書きで入れさせていただいております。

7ページ目に移っていただきまして、これはいろいろ、2のところたくさん列挙してございますが、その最後のところに、目標、計画ともに、今申し上げた本協定を踏まえた場合と暫定協定の期間とで若干扱える対象というのが変わってまいりますので、そのところをそれぞれ、なお書きで書かせていただいているということでございます。

それから、同じ7ページ目の一番下のところ、右側の中期計画のところでございますが、「施設の長期的な健全性」、これ、先ほど申し上げました管理の話とリンクする話でございますが、そういった言葉を補わさせていただいております。

続きまして8ページ目でございますが、修正が多くて非常に見にくいのですが、ここのところは、特に前回、先生方からご意見をちょうだいしたということではありません。実は素案の段階では、法律の文言をそのまま引用している表現になっておりましたが、極めてわかりにくいというようなお声が随分ありましたので、今ごらんいただいているような形で、少し言葉も補いつつ、修文したというものでございます。

それから、同じ8ページの下のところでございます。「高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための」、前は「必要な助成」という表現になっておりましたが、今回は「するための仕組み」ということで変えさせていただいております。その心は、法律上、助成ということは認められているわけでございますが、新設、改築等のいわゆる資産形成に当たる部分のところ働いてまいりますインセンティブの部分と、それから、貸付料ともリンクいたしますが、管理のところ出てくるコスト縮減へのモチベーションになるような部分というのは若干仕組みが違いますので、そのあたり、単純に「助成」という表現ではあまり適切ではないだろうということで、ここは「仕組み」という言葉に変えさせていただいております。

それから、9ページ目に移りまして、7の特措法に基づく道路管理者の権限代行のところの記述でございます。中期計画のところには、少しイメージがわかるようにということで、具体の例も引用しつつ、記述を少し丁寧にさせていただいたという修文でございます。

同じ9ページ目の一番下、10の「業務遂行に当たっての取組」というところですが、前回、何となくコスト縮減の暗い話ばかりが多いので、今まで培ってきた技術を踏まえて、将来の技術開発への貢献という明るい話も非常に重要なポイントになるであろうというご意見をいただき、その点を取り入れさせていただいたものでございます。

次の10ページをごらんください。そういったことで、目標、計画とも、③④と2つ新たに起こさせていただいております。④のほうは、今申しあげました技術の関係、③につきましては、高速道路のネットワークの機能を発揮するための料金のあり方、こういったものがやはり1つの大きなポイントになってくるだろうということで、そこを1項目起こして書かせていただいているというものでございます。

それから、同じページの中期計画の下のところでございますが、前回、数字は入っておりませんでした、いわゆる危機管理のところ、いろいろなそういった事態を想定した訓練を年1回以上行うという形で数字を入れさせていただいております。

次に11ページでございますが、財務内容の改善に関する事項ということで、財務体質の強化について、前は若干、あっさり書いていたわけでございますが、やはりこのあたりは非常に重要なところでもあるということで、内容を少しわかりやすく、充実させた表現に改めさせていただいたというものでございます。

同じ11ページの2、3、4の別表につきましては、この後、簡単にご説明させていただきます。

「IV 短期借入金の限度額」ということで、前回、数字入っておりませんでした、今回、一時的な資金不足等に対処するために、短期借入金の限度額として、単年度9,600億円という数字を入れさせていただいております。この9,600という数字につきましては、機構の主たる業務が債務の返済ということになってくるわけでございますが、債務の返済の原資は、いわゆる会社からの貸付料、それと借入金で手当てをしていくということになります。ただ、いろいろ、市場の状況であるとか、あるいは不測の事態が生じて、そういった資金がショートする可能性、これを考慮いたしまして、枠ではございますが、9,600という数字を書かせていただいたというものでございます。

最後に、12ページ目、人員に関する指標でございます。一応、機構の役員を除きまして、常勤職員数90人ということでスタートさせていただくわけでございます。「中期目標期間中を通じて人員の抑制を図る」という表現にさせていただいているところでございます。

続きまして、その後ろに3枚ほど、13ページから15ページまで、同じく横長、横方向の表がついてございますので、ざっとご説明いたします。

これが、先ほど、中期計画のところに出ていた別表というものでございます。1枚目が総括表でございまして、2枚目と3枚目が、それぞれ道路勘定と鉄道勘定の内訳という構

成になってございます。

1枚目、13ページをごらんいただければと存じますが、別表1が予算、別表2が収支計画、別表3が資金計画になっています。平成17年度から21年度まで、この計画期間中、実質的に4年半の内容でございます。基本的な考え方といたしましては、17年度は平成17年度予算で認可セットしていただいている数字、上期の実績を踏まえた下期のその数字と、それから、18年度から21年度までにつきましては、平成18年度の概算要求ベースの数字をそのままスライドさせて積み上げているというものでございます。

左側の予算、これは税込みでございますが、真ん中の収支計画、これはP/Lベースだとご理解いただければと存じます。これは税別でございます。

右側の別表3、資金計画、これがキャッシュフローのイメージになってまいります。

左側の予算で見ますと、収入としては、業務収入が道路業務収入で8兆3,000億強になっていますが、これがいわゆる6会社からこの期間にリース料として上がってくるもの、さらには、ちょっとオーダーは変わってまいります、占用料であるとか、あるいは連結料であるという、そういった収入です。

それから、鉄道の業務収入といたしましては、鉄道施設利用料でありますとか、鉄道に添架している占用料等の収入、こういったものが業務収入としては大宗を占めるわけでございます。

それと、償還期間が参りました債券であるとか借入金を返していくための借りかえのお金、これが債券及び借入金ということで13兆強の数字が挙がってございます。このあたりが収入の大所ということでございまして、支出につきましては、一番上の債務返済額21兆9,000億強というのがございまして、これが元本、利息、こういったものの支払いに充てられるというようなイメージでございます。

説明、雑駁でございますが、以上でございます。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞお出しいただきたいと存じます。いかがでございましょうか。

【櫻井委員】 細かい質問でもいいですか。

【杉山分科会長】 どうぞ。

【櫻井委員】 今の別表1の予算のところなんですけれども、業務収入のところでもリース料のお話がありましたが、占用料の額あるいは占める割合でも結構なんですけれども、

それを教えていただきたいんですが。

【澤田道路事業分析評価室長】 この期間中でございますと、道路勘定でございますが、貸付料が、丸めまして8兆3,120億程度です。それから、占用料のほうは70億程度、連結料が110億程度、このぐらいのオーダーになります。

【山内委員】 1点だけご質問申し上げたいんですが、11ページの先ほどの短期借入金の限度額の設定、これはこれでよろしいと思うんですけども、先ほどのお話で、要するに、資金ショートの可能性のあることに対する対応であるということ、全くそのとおり、必要だと思いますが、具体的に、資金ショートが起こるような想定というのは、どんなケースというのは、何か想定されていらっしゃるのかどうかということをご質問したいと思えます。

【澤田道路事業分析評価室長】 ちょっと感覚的には、数字が大きいかなというところ、ないわけではないんですが、今回、全く新しいスキームでの立ち上がりということで、若干不透明な部分というか、不安な部分がございます、このような形にしております。

ちなみに、どのようにこの9,600億を想定しているかといいますと、大体、機構につきましては、月単位で見ますと、2,500億から4,500億ぐらい返済していくというような業務になりますが、外部資金につきましては、たまたま市場が混乱しているとか、あるいは金利が高いとか、例えば、3カ月間調達に難しくなったと仮定します。1カ月大体2,000億と踏んで、これで3カ月分で6,000億です。それから、あと、財投債を四半期に1回程度発行しますが、これが、この3カ月期の中に1回発行して1,200億ぐらい、その間に民借が800億ぐらいということで、これで大体8,000億です。それと、1カ月のリース料、すなわち会社からの上がりが1,600億ほどございますが、これはそんなに3カ月もショートするとかないませんので、1カ月と見まして、これで今、9,600億と入れてあるわけです。一応、枠でございますので、そのような状況にならないことを期待しつつ、さらに、多分、実際に10月以降、動き出して、やってみて、その辺の様子が少し見えてきて安定してくれば、この中期計画を見直す段階で、ここのところはまた数字はそれなりに変わっていくものと考えております。

【山内委員】 わかりました。ありがとうございます。

【杉山分科会長】 ほかにいかがでございますでしょうか。

前回の御意見の中で、中期計画について具体的な数字を示すこと云々についての議論はございましたけれども、今の9,600億も、ただやみくもに出したというのではなくして、

一定の根拠に基づいた数字であると理解できるのではないかと思います。

ほかに、ご質問、ご意見……。

【水尾委員】 前文のところですけども、高速道路というのは、やはり民営化いたしましたも、ほかのものの民営化とは大きく違うもので、道路自体、非常に国策と大きくかわってくる場所であるし、そういう意味では、民営化していくほかのものと比べると異質なものであるということだけはだれもがわかっているところだと思います。

ただ、目標の中の前文の中で、そういうことを述べているのは最初の数行でありまして、その後の、「民営化は『40兆円に上る』』というところからは、ずっとお金の話になってきているわけですね。中期目標というのは、かなり弾力的にいろいろ見直していくことができると思いますが、そのときに、必ず基本の理念として、もとに戻るところが前文に書いてあるということが、道路の質というものを考えた場合に重要ではないかと思うんです。最後のところに、国民生活の向上に寄与するというようなことがありますけれども、それよりもっと大きな視点で、日本の長期展望を開く技術をつくり、使うことのできる高い運営能力であるとか、強い経営基盤をつくるというような理念が入っていたほうが、より鮮明に、道路の機能や質というものが表現できるのではないかという感じがいたします。

以上です。

【杉山分科会長】 前回、水尾先生から、夢がないというご指摘をちょうだいいたしましたして、事務局、いろいろ苦勞されて、1つには、9ページの10のところ……。

【水尾委員】 そこに入れていただいておりますが……。

【杉山分科会長】 一部ですね。

【水尾委員】 はい。それと、先ほどの10ページのところにも、技術のことについては入れていただきましたけれども、前文のところにもそういうことがあってもいいのではないかと。無理には申しませんが、と思いました。

【杉山分科会長】 ご意見として伺わせていただきます。

ほかはいかがでございましょうか。

前回ちょうだいいたしましたご意見をできる限りこの中に盛り込むという対応をしておりますので、まだ委員の皆様方には不十分と思われるような点があろうかと存じますけれども、特段ご意見がなければ……、あっ、どうぞ。

【梶川委員】 確認なんでございますけれども、これ、協定自身の決定のプロセス、また、計算の根拠のようなものという、また、その推定見込み、協定を結ぶに当たっての計

算の推定見込み、この辺に関しましては、4ページの「積極的な情報公開」あたりの、前文ないしは、どこかで読まさせていただくということでもよろしいんでございましょうか。

【澤田道路事業分析評価室長】 今、梶川委員からお話のありました件につきましては、おっしゃったとおり、前回の素案のときには協定というのがあまり出てこなかったものですから、何か所か、今回、協定という言葉を入れてあるんですが、まさに今のご指摘の部分につきましては、4ページ目の積極的な情報公開の部分です。情報公開の内容は、それぞれがいろいろ関係してきますので、広く言えば全部またがるんですが、特に今のところを意識したのが中期計画の4の④「債務返済の見通しの根拠の公開」ということで、「協定に基づいて策定される最新の知見による債務返済の見通しに関する根拠」、この根拠というのはプロセスを示します。前提条件としての、金利であるとか、交通量、収入、経済動向等について、こういう前提でもって、こういう見通しを立てて、それに基づいて協定を結んでいますよと、こここのところは後から検証できるように。それは、どちらかという③の部分になってまいります。債務返済の計画、実績とか、差異の根拠だとか分析、こういったものも含めて、内容をできる限り公開していくと、こういう趣旨でございませう。

【梶川委員】 どうもありがとうございます。

【杉山分科会長】 ほか、いかがでしょうか。

もしご意見がなければ、議題を先に進めさせていただきたいと存じます。

議事の(2)業務方法書(案)、議事(3)役員に対する報酬等の支給基準(案)、両者、非常に関連しておりますので、続けてご説明いただきたいと思います。

【澤田道路事業分析評価室長】 それでは、お手元の資料の右肩、2-1という縦長の資料でございませう。

通し番号で35ページになりますが、機構の業務方法書の案についてということでございます。その1のところに、業務方法書について書かせていただいておりますが、これは、独法通則法の28条に基づきまして、この独立行政法人の機構が業務を開始するに当たって作成しなければいけないものです。主務大臣が認可を行うわけでございませうが、その認可に当たりまして、当評価委員会の意見を聞かせていただくという性質のものでございませう。

2の下のほうに書いてございませうが、次の36ページ以降、本文が出てまいります。全体の構成といたしましては、第1章から第5章までです。第1章が総則、第2章が一番骨になるところでございませうが、業務の方法に関する事項、第3章が業務委託の基準等、第

4章が入札その他契約に関する基本的事項、第5章はその他必要な事項、そして附則、こういう形で構成がつくられてございます。

実は、内容的には、先ほどご説明いたしました中期計画、これとほとんど同等の内容で、若干、業務を実際に行うときのいろいろ細かい点について、具体的な記述が入ってくるという性格のものだとお考えいただければと思います。

簡単にポイントだけを申し上げますが、36ページ、第1章、総則。第1条に目的、第2条が業務運営の基本方針。この基本方針のところには、第1項として、「中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努める」。

第2項といたしまして、機構は国及び出資地方公共団体並びに6会社と密接な連携を図るという基本方針をうたわせていただいております。

37ページから39ページの3ページにわたりまして、ずっと条文が出てございます。これが今申し上げました、先ほどの中期計画の業務のところとほとんど同じということでございまして、説明は割愛させていただきたいと存じます。

40ページ目に参りまして、「第3章 業務委託の基準等」ということで、機構につきましては、16条の1項の1号、2号、3号と並んでございますが、そこにあるような業務を他者に委託することができます。その場合、委託契約の締結等の内容については第17条に、こうした項目を定めて契約を結びますということを書かせていただいております。

第18条につきましては、連結に当たっての原因者といいますか、連結許可を受けた者に、いわゆる道路の敷地内の費用負担をさせることができるということを書かせていただいている条文でございます。

次に41ページに参りまして、第4章の「競争入札その他契約に関する基本的事項」ということで、これは契約の方法で、一般競争入札の原則に関する規定を置かせていただいたものでございます。「ただし、業務運営上特に必要がある場合」云々ということで、例外のところも書かせていただいておりますが、これはほんとうに少額の物品購入とか、そういったことがそれに相当するのかなというイメージを持って書かせていただいております。

最後に、第20条ということで、その他必要な事項、「機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、別に定めるものとする」ということで、これは主に会計規則であるとか資産や債務の承継の手続関係のルールにつきましては、機構の中で、また別途整理をするということを書かせていただいております。

業務方法書につきましては、以上でございます。

続きまして、その後の資料3-1、3-2と続いてまいります。こちらのほう、役員の報酬額に関してでございます。機構の役員の構成は、理事長、理事長代理、理事、監事、こういう構成になろうかと思いますが、もともとの基本的な考え方といたしましては、現公団の役員報酬と同水準とさせていただきたいと考えてございます。すなわち、理事長、理事及び監事につきましては、それぞれ現公団の総裁、理事、監事と同水準。ただし、理事長代理という職務になる者につきましては、職務上の責任の度合いを勘案いたしまして、他の理事を若干上回る水準の額とさせていただきたい。ただし、公団の現行の副総裁よりは少し下がるぐらいのイメージでございます。

具体的には、先例として、都市再生機構という法人がございまして、ここにも同じような形で理事長代理を置いてございます。都市再生機構の理事長代理と理事の水準、それと同じような考え方で整理をさせていただければと考えてございます。

なお、従前の例に従いまして、地域ごとの調整手当について、ここは東京になりますので、率といたしましては、12%を加味させていただきたいと考えています。

考え方といたしましては、そういうことでございますが、これを月給ベースに直しますと、今ごらんいただいているような数字になるわけでございます。本給に加えまして、今申し上げたような調整手当、それから、通常の一般職の給与法で定められております、通勤手当であるとか単身赴任手当、こうした常識的なものにつきましては考えさせていただきたいと考えてございます。

なお、特別手当につきましては、国家公務員の指定職で整理している考え方に準じて整理させていただければと考えてございます。これが給与に関するほうでございます。

1枚おめくりいただきまして、43ページ目、退職手当の規程でございます。1から5まで書いてございますが、2のところ、退職手当の額につきましては、そこがございますように、退職のときの本給月額に、そこに書いてあるような数字を乗じて、ただし、この独法の評価委員会が決定していただきます業績勘案率、平たく言うと、どれだけ頑張ったのかというような数字、こういったものがファクターとして入ってまいります。そういったものをいろいろ計算して、それによって得られた額を退職手当として考えさせていただくというものです。

3の「退職手当の支給時期」につきましては、今申し上げましたように、評価委員会のほうで、そうした業績勘案率を決定していただくために、多少のタイムラグが生ずるとい

うことで、その支給の時間的な問題を書かせていただいているものでございます。

4は、在職期間を、月単位で計算するときの端数処理の考え方、5は、いろいろ人事の異動に伴います再任等の手続、取り扱いにつきまして書かせていただいているというものでございます。

一応、基本的には、これまでもたくさん独立行政法人ございますが、大体先例と考え方は同じように整理をさせていただいています。

44ページ以降は、今の考え方を規程の条文に落とし込んだものでございますので、説明は割愛させていただきたいと思います。

以上でございます。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

資料2と3を続けてご説明いただきましたけれども、これらの内容につきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

重箱の隅をつつくようなことで申しわけないんですが、資料2-2の38ページの第8条、ここで、政府と国という言葉が出てくるんですけども、これは使い分けをされているんでしょうか。それとも、内容的には同じこと……。

【澤田道路事業分析評価室長】 同じでございますね。

【杉山分科会長】 そうですか。別段、本質的なことではございませんので。

【櫻井委員】 別の話でよろしいでしょうか。

39ページの第15条というのがありまして、危機管理の話が出てくるんですが、ここでは、「大規模な交通事故等」ということだけが挙がっているんですが、先ほどの資料1-1の10ページですけれども、同じく危機管理があって、地震と風水害が挙がっているんですが、それを外したのは特段の事情がおありでしょうかということと、あと、やっぱり有事3法なんかもできましたし、危機管理、ほかにも類型あると思うんですが、その点についてはどういうご趣旨でしょうか。

【澤田道路事業分析評価室長】 今のご質問のところの風水害、地震等を外したのは、特段の意図があったわけではなくて、この「等」に含めたつもりでございますが、平仄を合わせるという意味では、ここに書いても何ら問題はないと思っております。

【櫻井委員】 ほかの事象については……。

【澤田道路事業分析評価室長】 そういった意味では、どれだけ列挙するかという問題かと思いますが、中期計画で表現させていただいた記述に「等」を入れて、幅広くそうい

った危機管理をしなければいけない状況というものを読ませていただければと考えておりますが。

【石田委員】 中期目標及び計画においては、情報公開、提供ということがすごく強調されていて非常に結構なことだと思ったんですけれども、業務方法書には、あまりそういった色彩が強くないんですけれども、何か意味があるんですか。もっと強調したほうがいいんじゃないのかなというのが率直な感想なんですけれども、いかがでしょうか。

【澤田道路事業分析評価室長】 もちろん、後退するような意図があって整理した方法書の案ではございませんので、今ご指摘のところについては、何らかの補強といいますか、そうした方向で考えさせていただきたいと思います。

【石田委員】 よろしく願いいたします。

【杉山分科会長】 そのほか、いかがでございましょうか。

特段のご意見、あるいはご質問がないようであれば、議事を進めさせていただきたいと存じますが、それでよろしゅうございますか。

それでは、次の議事は、(4)の長期借入金及び債券の発行についての(案)、それから、議事(5)に返済計画(案)が挙がっておりますけれども、これらも密接に関連しておりますので、一括して扱わせていただきたいと思いますと思いますが、ご審議いただく前に、本議題の分科会への諮り方について事務局から提案があるようでございますので、それをお示しいただきたいと存じます。

【澤田道路事業分析評価室長】 今からご説明いたします長期の借入金でありますとか債券の発行につきましては、機構法に基づくと、その都度、この分科会にお諮りして、ご意見を賜るという考え方になってございます。

しかしながら、先ほど来申し上げておりますように、機構の業務を考えた場合に、ほぼ毎月のように、そうした事態が生ずるということで、その都度、先生方にお集まりいただくというのもあまり現実的ではないと考えてございます。したがって、平成17年度の借入金の借入額でありますとか債券の発行額のそれぞれの限度額を年度計画としてご了承いただくということで整理をさせていただくと大変ありがたいと考えておりまして、そういうご提案をさせていただきたいと思っております。

【杉山分科会長】 ただいまの事務局の提案について、いかがでございましょうか。毎月毎月ということではなくして、年度の限度額をご審議いただく、こういう扱いにしたいということでございますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、長期借入金及び債券の発行につきましては、今後、説明いただいた手順で進めることにしたいと思いますが、ただいまの事務局の提案に加えまして、私から1つ提案をさせていただきたいと思いますが、今後、つまり、平成18年度以降の年度ごとの長期借入金、債券発行、返済計画についても、本来であれば、委員の先生方にお集まりいただき審議するところがございますけれども、特段他の議題がないようであれば、持ち回り等の柔軟な対応でお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉山分科会長】 よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、平成17年度の長期借入金、債券発行、返済計画についてご説明をお願いしたいと存じます。

【澤田道路事業分析評価室長】 それでは、お手元の資料、右肩、資料番号4-1という、ページ数51ページのご説明をさせていただきます。

この資料4-1、次の52ページの資料4-2につきましては、機構法の第22条第1項の規定に基づきまして、今申し上げましたように、大臣の認可を受ける場合に、この委員会のご意見をお聞きするという性格のものでございます。

資料の4-1、17年度の計画額でございますが、17年度につきましては、政府保証債1兆468億1,800万円、財投機関債2,349億円、民間借入金579億円、合わせて1兆3,396億1,800万円、17年度下期でございますが、そういった資金の計画をさせていただきたいと考えてございます。

考え方といたしましては、今まで、17年度の予算、下期にセットされていたものに加えまして、上期、承継元になります各公団でのまだ未発行の部分の枠、こういったものを使わせていただいて、その余の部分について民間借入金を充てるという考え方で整理をさせていただいております。

借入れ条件といたしましては、そこの下のほうにございますように、政府保証債については、7年、10年、15年物、いずれも満期一括償還。財投機関債につきましては、5年物、10年物、こちらも満期一括償還でございます。民借につきましては、10年以内というようなもので考えていきたいと思っております。

それぞれ表の一番下に、参考値といたしまして、これ、日本道路公団の場合でございますが、前年度実績ということで数字を入れさせていただいております。

それから、1枚おめくりいただきまして、52ページ、資料4-2ということで、こち

ら、今申し上げました財投機関債の発行ということで、下期2,349億円ということで考えさせていただきたいと思っております。

なお、機関債の発行の回数であるとか条件決定の年限等につきましては、その時々市場環境を踏まえて、判断、決定させていただきたいと考えてございます。

次に、53ページの資料5でございます。こちらは、今と裏返しの返済計画でございます。いろいろ償還等が来る債券等もございますので、そういったものをこの一覧表に載せてございます。

大まかに申し上げますと、長期の借入金といたしまして、5,045億5,000万。道路債券といたしまして、1兆7,193億5,000万。東京湾横断道路の償還金、これは、例のアクアラインを買い取って、それを割賦で返していくわけでございますが、それが1,065億300万。合わせまして、2兆3,304億300万という返済計画を立てさせていただいているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、54ページに参考ということで、全体的な動きがどうなるかということで整理をさせていただいております。左側から、17年度9月末、すなわち民営化スタート時点における残高見込額で、17年度、先ほど、資料4でご説明いたしました17年度下期の借入・発行予定、それから、その右側が、今申し上げました返済の予定。その結果、一番左側の残高が、17年度末、半年後にはこのような残高に変わるというものでございます。

一番下の計の欄をごらんいただければと思いますが、大まかに申し上げますと、民営化スタート時38.2兆円だった残高が、借り入れ等で1兆3,000億強、返済が2兆3,000億強ということで、半年後には残高が37.2兆程度になるというものでございます。

なお、先ほど、資料1-1、中期計画のところ、有利子債務が37.4兆が35.6兆に変わるとご説明いたしました。その37.4と、ここの一番左の合計の欄の38.2との数字の違いというのは、37.4というのは有利子債務でございますが、ここには有利子以外の無利子のものが入っておりますので、その分が、この数字の違いになってあらわれているとご理解いただければと思います。

説明は以上でございます。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの資料4と5についてのご質問、ご意見があれば、お出しいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

【梶川委員】 むしろ質問なんでございますけれども、この機構における債務の調達コストのできる限りの最小化というのは非常に大きなテーマだと思うんですが、この最小化に対する裁量権、また意思決定はどちらに最終的に帰属されるかと考えればいいのか。その裁量に基づいて意思決定される内容について、本評価をして、この枠でいいというような話をさせていただく場合、どのように裁量権に対する考え方を整理したらいいのかということをお聞きしたい。

ある種、調達の枠が法的に決まっておられるのであれば、その部分はどうもあなたの意思決定にも、ある意味では属さないということもあるのかもしれませんが、機構ご自身が裁量できる部分というものについて、どういうふうに整理をさせていただいたらいいか。調達の方法によっては、随分調達コストというのは変わられると思いますので、その辺について、どういうふうに今後考えていったらいいかをちょっとお聞きしたいと思います。

【澤田道路事業分析評価室長】 機構の裁量がどの程度あるかというお話でございますが、例えば、機構につきましては、政府保証債というのは、法律に基づきまして枠がただけのことになってございます。そういう意味では、その枠というのは、ある意味で、財務省なんかとの協議にもなっておりますので、そうした意味では、枠取りのところまでは、若干関係機関との調整が出てまいります。それぞれの、例えば、民間借入金であるとか財投機関債を発行するときなどに、どのタイミングで、どの金利で実行するかというのは、まさに機構が機構における業務コストを縮減するという、先ほどの中期計画の中でもうたっている、最もポイントになる部分の1つかと考えてございます。そのあたりの裁量というのは、まさに機構にあるとお考えいただいて結構だと思います。

【杉山分科会長】 よろしゅうございますか。

これ、全く野次馬的な質問で申しわけないんですが、4-1の借入条件のところ、ごくごく単純に見てしまえば、借入利息は民間が一番低いわけですね。ならば、ここをもっと、こういう声が出た場合に、いろいろな調達上の制約等々があるかと存じますけれども、やはりその説明をできるようにしておいたほうがいいんじゃないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

【澤田道路事業分析評価室長】 ありがとうございます。説明のしかたは考えます。

【日原路政課長】 詳しくはJHのほうからご説明いただいたほうがいいと思いますけれども、上と下と、みんな借入条件、均一ではありませんので、おそらく民間借入金のほうが期間が短いものが多いので、こういう結果になったんだと思われま。

【杉山分科会長】 多分、そういう事情はあろうかと思えますけれども、この数字だけが先歩きしちゃうと、また誤解を呼ぶおそれがあるんじゃないかと思ひまして。

【梶川委員】 関連するんですが、そういう意味で、私、機関自身の決定等、機関のポートフォリオの組み方というのも機構が裁量権をお持ちになるということによろしいんでございましょうか。わりと短期に調達されたいということがあると。ただ、逆に、その場合、政府保証債とか財投債というのは、ある期限にフレキシビリティがあるのかどうか、ちょっと私は不案内なんでございませぬけれども、その辺は機構のほうで、例えば、当分短い期間の調達を繰り返したいというようなことがおありになれば、それはそれで認められることなのかということをお聞きしたいと思います。

【澤田道路事業分析評価室長】 そのこのところは、先ほど申し上げたように、政府保証債なんかになりますと、単独でということとは若干難しいところがあるかもしれませんが、それ以外のところにつきましては、今、梶川委員がおっしゃったように、どういうふうにポートフォリオを構成していくかという話のところにつきましては、かなりの部分、機構のほうでいろいろご判断いただけるのではないかと考えてございませぬ。

【杉山分科会長】 ほかにご意見があれば、どうぞお出しただければと存じます。いかがでしょうか。

いろいろ貴重なご意見をちょうだいいたしました。今日は、議事は5つあったんですけども、(2)と(3)、(4)と(5)はまとめた形でもってご議論をちょうだいいたしました。

特に資料1の中期目標(案)、中期計画(案)につきましては、大変貴重なご意見をちょうだいいたしました。本来であれば、10月1日、あと半月後、もう一度お集まりいただいて、ご審議いただくべきところではございませぬけれども、本日ちょうだいいたしましたご意見を踏まえた具体の修文等につきましては、よろしければ私にご一任いただければと思ひませぬけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉山分科会長】 ありがとうございます。それでは、今日のご意見をできるだけ忠実に反映するような対応をしたいと思います。

また、資料2の「業務方法書(案)」、資料3「役員に対する報酬等の支給基準(案)」、資料4「長期借入金(案)及び債券の発行について(案)」、資料5「返済計画(案)」へのご意見につきましては、今後の運営に反映させていただき、もし、特段のご異議がなければ

ば、原案をベースに考えさせていただき、進めさせていただき、こういうことをお諮り申し上げたいんですけれども、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉山分科会長】 どうもありがとうございます。

前回と今回の2回の審議結果は、独立行政法人評価委員会の規則に従いまして、評価委員会の木村委員長にご報告することになりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は13時から15時と時間をちょうだいしたんですけれども、非常に効率的に議事が進みましたので、いたずらに時間を守ることがないと判断させていただきまして、これまでとさせていただきたいと思います。

では、進行を事務局にお返しいたします。

【渡辺日本道路公団本州四国連絡橋公団監理室長】 杉山分科会長、どうもありがとうございました。

本日の審議内容につきましては、国土交通省独立行政法人評価委員会情報公開規則に基づきまして、議事要旨及び議事録を作成の上、ご出席の委員の皆様にお諮りいたしまして、公表することとさせていただきたいと存じます。

また、前回の議事録につきましては、既に委員の皆様方にお送りし、ホームページ等でも公開しているとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、第3回以降の分科会につきましては、機構設立後の開催ということになりますけれども、詳細につきましては、別途また調整をさせていただきたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、第2回独立行政法人評価委員会 日本高速道路保有・債務返済機構分科会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —